

第19回 光市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年12月10日（金）午前9時30分から午前10時
- 2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員（21人）

農業委員

- | | | |
|-----|----|--------|
| 1番 | 田村 | 尚利 |
| 2番 | 河村 | 晴夫 |
| 3番 | 出穂 | 真奈美 |
| 4番 | 小林 | 勉 |
| 5番 | 鬼武 | 敬子 |
| 6番 | 西岡 | 正信 |
| 7番 | 宮内 | 昭壽 |
| 8番 | 藤本 | 準一 |
| 9番 | 吉岡 | 弘 |
| 10番 | 山本 | 忠男 |
| 11番 | 弘田 | 靖 |
| 12番 | 田村 | 耕一（会長） |

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|-----|----|----|
| 1番 | 國弘 | 久男 |
| 2番 | 濱田 | 俊文 |
| 3番 | 末岡 | 博 |
| 4番 | 小山 | 秋芳 |
| 6番 | 城 | 俊治 |
| 7番 | 小田 | 博 |
| 8番 | 秋山 | 孝 |
| 9番 | 森本 | 鉄之 |
| 10番 | 西村 | 隆裕 |

4 欠席委員（1人）

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|----|----|----|
| 5番 | 重田 | 正憲 |
|----|----|----|

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく
農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 弘 光宣

農地係長 森重 康男

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第19回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員9名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、4番、小林勉委員、5番、鬼武敬子委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

それでは議事に入ります。

事務局から説明をお願いします。

事務局

総会議案の1ページをご覧ください。

それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。

今月の申請は、1件でございます。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

それではご説明申し上げます。

申請のあった土地は、大字島田地内の市役所三島出張所の北東約530mに位置する1筆で、地目は田、面積は121㎡です。申請の事由ですが、譲渡人は相続した当該農地の維持管理が困難であり、隣接地の所有者である譲受人に贈与を申し出、譲受人が受諾したものです。

では、農地法第3条第2項に規定されております農地の権利移動の制限ですが、1から7号まで規定されており、農地の権利を取得する側において、すべてをクリアしていなければ許可できないこととされております。それでは、各号について検討した結果について順を追ってご説明申し上げます。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、譲受人は申請地に隣接する農地他を耕作しており、取得後も効率的に耕作を行うことを認められると考えます。

次に第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はされません。

次に第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは満たしておりませんが、その位置、面積、形状等から見てこれに隣接する農地等と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地等について、当該隣接する農地等を所有権に基づいて現に耕作している者が所有権を取得する場合例外として認められるとされており、本事例はこれにあたると思います。

次に第6号の「転貸禁止要件」ですが、本件は該当しません。

さらに第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものではありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては 宮内委員 に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上です。

議長 宮内委員、補足説明をお願いします。

7番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
続いて、議案第2号の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定
について」です。

今月の申請は2件でございます。

それでは議案第2号番号1についてご説明いたします。

本件は所有権移転による転用許可申請となっております。

申請者ですが、譲受人は申請地の奥にあるお寺さんで、譲渡人は申請
地のそばに住まいの会社員の個人です。

申請のあった土地は、大字小周防地内、市役所周防出張所から西へ約
1.2 kmに位置する1筆で、登記地目は田、面積は46 m²の自作地です。

譲受人は、当該用地の寄進を受け進入路の一部を拡張しようとするも
のです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明しま
す。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準で
す。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないこと
から第2種農地と判断いたします。第2種農地は他に代替となる用地が
ない場合許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺
農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、進入路の一部拡張ということであり、
問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画
書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」です
が、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いた
しません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、

事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が進上路の拡張であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、鬼武委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上です。

議長 鬼武委員、補足説明をお願いします。

5番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号番号1については原案のとおり決定いたしました。

事務局 それでは番号2についてご説明いたします。

本件も所有権移転による転用許可申請となっております

申請者ですが、譲受人は市内に住まいする会社員の個人で、譲渡人も市内に住まいの無職の個人です。

申請のあった土地は、大字三輪地内、市役所大和支所から東へ約 550 mに位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は 497 m²の自作地です。

譲受人は、現在の借家が子供も生まれ手狭になることから自己用住宅の建築を計画し、当該農地の維持管理が困難となり、処分先を探していた譲受人よりここを取得し、パネル 89.43 m²の自己用住宅並びに 30.88 m²の車庫を建設しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。

許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地には、都市計画法に基づく用途区域が指定してあることから第 3 種農地と判断いたします。第 3 種農地は原則許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、自己用住宅ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当事項はございません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が自己用住宅であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、河村委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上です。

議長 河村委員、補足説明をお願いします。

2番 今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、担当委員としては特に問題ないと考えております。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号番号2については原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第3号の説明をお願いします。

事務局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」です。

光市長から、農用地利用集積計画の承認を求められています。

これは、農地法の許可を必要とせずに市が計画した農用地利用集積計画に基づいて、農地の貸し借りができる制度です。市が公告することで効力が発生しますが、事前に農業委員会の承認が必要となります。

別紙の農用地利用集積計画書をご覧ください。

新規のみで1件、1筆で面積は4,300㎡、です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。

説明は以上です。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号については原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告事項の説明をお願いします。

事務局

報告事項1号から2号は一括して説明申し上げます。

報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、3件ございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

続きまして、報告第2号「非農地証明について」です。

証明願の件数は1件ございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員さんほか2名の委員さんと、事務局1名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

説明は以上です。

議長

只今の報告1号及び2号について、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

(異議なしの声)

議長

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で、第19回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和3年12月10日開催の第19回光市農業委員会総会の議事録である。

令和4年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____